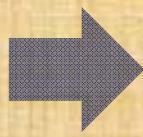


「従うべき基準」の廃止・参酌化の必要性



「従うべき基準」のため、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障をきたしている。

(基準が全国一律で、地域の実情に合っていない。)



都市部・地方部の双方で支障が生じており、場当たり的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では、対応できない。

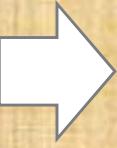


国による一律の基準ではなく、地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、質の確保は十分に可能

サービスの質の確保方策

- ・児童厚生員については、民間の認定資格ではあるものの、児童館連絡協議会が「資格取得を促進し、児童健全育成活動についての知識を修得しているので、放課後児童支援員と同等の資格を有する者として認めて認めて差し支えないと考える。
- ・(小規模・少人数の放課後児童クラブに対する基準緩和として) 保育所の配置基準を参照しても、健常児5名程度の児童を支援員1名体制で見ることににくい。
- ・一般的に、各種事業の黎明期には職場内訓練の力が弱いため、職場外訓練(に頼らざるを得ない。しかし、平成32年度以降は認定資格研修の受講者が一定以上見込める、かつ、勤務年数の経過により熟練度も向上しているため、職場内訓練の力が高まっていると考えられる。要件を緩和しても、職場内訓練により、サービスの質は担保できると考ええる。

(支障事例調査から抜粋)



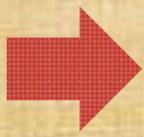
国は、「参酌化すべき基準」やガイドラインにより、望ましい方向性を示すことで足りり、地方が自らの責任において、議会に諮り、条例を制定することで、子どもの安全やサービスの質を確保することができる。



III 提案実現による効果

「従うべき基準」が廃止又は参酌化されたら・・・

- ・児童力が少ないクラブ、児童の少ない時間帯の支援員の効率的な配置
- ・経験豊富な人材の支援員への登用（支援員確保）



地域の実情に応じた事業の運営が可能となり、量と質の双方の確保を目指して、放課後児童クラブを展開